

広島大学大学院人間社会科学研究科(博士課程前期)
法学・政治学プログラム入学試験
(令和8年2月実施)

問題 専門科目 [商法]

株式の譲渡自由の原則とその制限について、会社法の規律を説明しなさい。

(c) 出題の意図

株式の自由譲渡性とその制限に関する会社法上の規律を説明させること。

以下の点について言及していることが望ましい。

[規律の趣旨]

・株式会社制度は出資の返還が保証されていないからこそ、投下資本の回収ができる方策がなければリスクマネーの供給はなされない。それゆえ譲渡の自由が資本市場の根幹をなしている。

・他方、いわゆる非上場会社(閉鎖会社)にあつては市場が存在せず、そもそも譲渡の自由があつても事実上譲渡は困難である。

・それ以上に、それらの会社では株主間の個人的な信頼関係が重視されており、好ましくない者が株主になることを排除したいというニーズが強い。

・そこで会社法は、株式の譲渡自由の原則を規定しつつ(127条)、定款により、株式の譲渡による取得は会社の承認を要するという形で、株式の譲渡制限をすることを認めている(107条1項1号、108条1項4号)。これを定款による株式の譲渡制限という。

[規律の内容]

・譲渡の承認機関

譲渡制限株式の譲渡を承認するか否かを決定する機関は、取締役会設置会社(2条7号)では取締役会、非取締役会設置会社では株主総会であるのが原則(139条1項)。定款で別段の定め(代表取締役を承認機関にするなど)をすることができる(同項ただし書)。

譲渡制限株式の譲渡の方法の大まかな流れは次の通りである。

①譲渡等承認請求(136条)

- ・譲渡等承認請求(138条柱書)
- ・買取先指定請求(138条1号ハ・2号ハ)
- ・譲受人による請求(137条)

②会社が譲渡を承認しない場合

- ・会社または指定買取人による株式の買取り(140条1項・4項)
- ・譲渡等承認請求の撤回の制限(143条)
- ・裁判所による価格決定(144条2~4項・7項)